

禁止物質リスト

連番	化学物質名	閾値等	適用法令等	備考
A01	カドミウム及びその化合物	意図的使用禁止かつ不純物での含有が100ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A02	六価クロム化合物	意図的使用禁止かつ不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A03	鉛及びその化合物	意図的使用禁止かつ不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A04	水銀及びその化合物	意図的使用禁止かつ不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A05	特定臭素系化合物 PBBs	意図的使用禁止かつ不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A06	特定臭素系化合物 PBDEs	意図的使用禁止かつ不純物での含有が1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A07	ポリ塩化ターフェニル	原則含有禁止	EU REACH付属書XVIIの制限物質	
A08	エチレンオキシド	原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A09	クロロエチレン(塩化ビニル)	原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A10	ダイオキシン類	原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A11	ヒ素及びその無機化合物	原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A12	ベリリウム及びその化合物	原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A13	ベンジリジン=トリクロリド	原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A14	ベンゼン	含有1000ppm未満	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A15	特定アゾ化合物	含有30ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質 Appendix 8 : Entry 43	「特定アゾ化合物リスト」参照
A16	オゾン層破壊物質	原則含有禁止	モントリオール条約: 日米欧各国法	
A17	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	原則含有禁止	EU 規制 No. 842/2006	「フッ素系温室効果ガス リスト」参照
A18	放射性物質	原則含有禁止	-	「放射性物質リスト」参照
A19	短鎖型塩化パラフィン(C10～13)	原則含有禁止	PRTR制度 第一種指定化学物質	
A20	ホルムアルデヒド	織物、繊維、木工製品 原則含有禁止	PRTR制度 特定第一種指定化学物質	
A21	フマル酸ジメチル(DMF)	原則含有禁止	EU REACH付属書XVIIの制限物質	
A22	三置換有機スズ化合物	意図的使用禁止かつ不純物での含有が1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質	
A23	ジブチルスズ化合物	含有1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質	
A24	ジオクチルスズ化合物	含有1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質	

付表2-1

禁止物質リスト

連番	化学物質名	閾値等	適用法令等	備考
A25	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	含有1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A26	フタル酸ジブチル (DBP)	含有1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A27	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	含有1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A28	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	含有1000ppm未満	EU RoHS 指令(2011/65/EC)	
A29	フタル酸エステル4種 (DEHP、DBP、BBP、DIBP)	4種の合計濃度で 1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質	EU RoHS 指令 対象機器以外
A30	フタル酸ジイソノニル (DINP)	含有1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質 米国の家庭用品安全性向上法	
A31	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	含有1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質 米国の家庭用品安全性向上法	
A32	フタル酸ジオクチル (DNOP)	含有1000ppm未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質 米国の家庭用品安全性向上法	
A33	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	含有1000ppm未満	EU REACH規制 No. 1907/2006 米国 バーモント州 Act85	
A34	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	含有1000ppm未満	EU REACH規制 No. 1907/2006 米国 バーモント州 Act85	
A35	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	含有1000ppm未満	EU REACH規制 No. 1907/2006 米国 バーモント州 Act85	
A36	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩 及びそのエステル	含有1000ppm未満	ノルウェー Product Regulations	
A37	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩 及びPFOA関連物質	PFOAとその塩で25ppb 未満、又はPFOA関連 物質で1000ppb未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質	
A38	ポリ塩化ナフタレン(塩素数 1以上)	原則含有禁止	POPs条約	
A39	化学物質審査法第1種特定化学物質リスト (2025.2.18 改正施行令)	原則含有禁止	－	「化審法第一種特定リスト」参照
A40	安衛法製造禁止物質リスト (2018.6.1 改正施行令)	原則含有禁止	－	「安衛法禁止リスト」参照
A41	TSCA PBT(残留性・生物蓄積性・毒性)5物質	意図的使用禁止	米国TSCAに基づくPBT規則	
A42	炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(C9- C14 PFCAs)とその塩及びC9-C14 PFCA関連 物質	C9-C14 PFCAsとその 塩で25ppb未満、又は C9-C14 PFCA関連物 質で260ppb未満	EU REACH付属書XVIIの制限物質	
A43	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸(PFHxS) とその塩及び関連物質	PFHxSとその塩で 25ppb未満、又は PFHxS関連物質で 1000ppb未満	POPs条約	
A44	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタ シクロ[12.2.1.16,9.02.13.05,10]オクタデカ-7,15- ジエン(デクロランプラス)	意図的使用禁止	POPs条約	
A45	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ- tert-ペンチルフェノール(UV-328)	意図的使用禁止	POPs条約	

禁止物質リスト

連番	化学物質名	閾値等	適用法令等	備考
A46	1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	包装材、印刷物 インク中の0.1 重量% (1000ppm)	フランス循環経済法	
A47	3～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	包装材、印刷物 インク中の0.0001 重量% (1ppm)	フランス循環経済法	
A48	16～35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	包装材、印刷物 インク中の0.1 重量% (1000ppm)	フランス循環経済法	
A49	メトキシクロル	意図的使用禁止	POPs条約	

連番	化学物質名	CAS No.
カドミウム及びその化合物		
A01	カドミウム	7440-43-9
	酸化カドミウム	1306-19-0
	硫化カドミウム	1306-23-6
	塩化カドミウム	10108-64-2
	硫酸カドミウム	10124-36-4
	その他のカドミウム化合物	-
六価クロム化合物		
A02	酸化クロム(VI)	1333-82-0
	クロム酸バリウム	10294-40-3
	クロム酸カルシウム	13765-19-0
	三酸化クロム	1333-82-0
	クロム酸鉛(Ⅱ)	7758-97-6
	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8
	ピグメントイエロー34	1344-37-2
	クロム酸ナトリウム	7775-11-3
	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9
	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
	重クロム酸カリウム	7778-50-9
	クロム酸カリウム	7789-00-6
	クロム酸亜鉛	13530-65-9
	その他の六価クロム化合物	-
鉛及びその化合物		
A03	鉛	7439-92-1
	硫酸鉛(Ⅱ)	7446-14-2
	炭酸鉛	598-63-0
	クロム酸鉛(Ⅱ)	7758-97-6
	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8
	炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1319-46-6
	酢酸鉛	301-04-2
	酢酸鉛(Ⅱ)、三水和物	6080-56-4

連番	化学物質名	CAS No.
鉛及びその化合物 続き		
A03	リン酸鉛	7446-27-7
	セレン化鉛	12069-00-0
	酸化鉛(Ⅳ)	1309-60-0
	酸化鉛(Ⅱ,Ⅳ)	1314-41-6
	硫化鉛(Ⅱ)	1314-87-0
	酸化鉛(Ⅱ)	1317-36-8
	塩基性炭酸鉛(Ⅱ)	1319-46-6
	炭酸水酸化鉛	1344-36-1
	リン酸鉛(Ⅱ)	7446-27-7
	ピグメントイエロー34	1344-37-2
	チタン酸鉛(Ⅱ)	12060-00-3
	硫酸鉛	15739-80-7
	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
	ステアリン酸鉛	1072-35-1
	その他鉛化合物	-
水銀及びその化合物		
A04	水銀	7439-97-6
	塩化第2水銀	33631-63-9
	塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7
	硫酸水銀	7783-35-9
	硝酸第2水銀	10045-94-0
	酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2
	硫化第2水銀	1344-48-5
	その他の水銀化合物	-
ポリ臭化ビフェニル (PBB s)		
A05	ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1
	ジブロモビフェニル	92-86-4
	2-ブロモビフェニル	2052-07-5
	3-ブロモビフェニル	2113-57-7
	4-ブロモビフェニル	92-66-0

連番	化学物質名	CAS No.
ポリ臭化ビフェニル（PBB s） 続き		
A05	トリブロモビフェニル	59080-34-1
	テトラブロモビフェニル	40088-45-7
	ペンタブロモビフェニル	56307-79-0
	ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
	ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニル	36355-01-8
	ファイヤーマスター FF-1	67774-32-7
	ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6
	オクタブロモビフェニル	61288-13-9
	ノナブロモ-1,1'-ビフェニル	27753-52-2
	デカブロモビフェニル	13654-09-6
ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE s）		
A06	ブロモジフェニルエーテル	101-55-3
	ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7
	トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0
	テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
	ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9
	ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0
	ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
	オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
	ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1
	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5
ポリ塩化ターフェニル類		
A07	ポリ塩化ターフェニル(全ての異性体及び同族体)	61788-33-8
エチレンオキシド		
A08	エチレンオキシド	75-21-8
クロロエチレン（塩化ビニル）		
A09	クロロエチレン(塩化ビニル)	75-01-4
ダイオキシン類		
A10	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)	-
	ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)	-
	ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル(DL-PCBs)	-

連番	化学物質名	CAS No.
ヒ素及びその無機化合物		
A11	ヒ素	7440-38-2
	ガリウムヒ素	1303-00-0
	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
	亜ヒ酸カルシウム	27152-57-4
	五酸化二ヒ素	1303-28-2
	三酸化二ヒ素	1327-53-3
	亜ヒ酸カリウム	10124-50-2
	ヒ酸カリウム	7784-41-0
	ヒ酸鉛	3687-31-8
	その他のヒ素化合物	-
ベリリウム及びその化合物		
A12	ベリリウム	7440-41-7
	ベリリウム-アルミニウム合金	12770-50-2
	塩化ベリリウム	7787-47-5
	フッ化ベリリウム	7787-49-7
	水酸化ベリリウム	13327-32-7
	酸化ベリリウム	1304-56-9
	リン酸ベリリウム	13598-15-7
	硫酸ベリリウム	13510-49-1
	硫酸ベリリウム四水和物	7787-56-6
	ベリル鉱石	1302-52-9
	その他のベリリウム化合物	-
ベンジリジン=トリクロリド		
A13	ベンジリジン=トリクロリド	98-07-7
ベンゼン		
A14	ベンゼン	71-43-2
特定アゾ化合物		
A15	特定アゾ化合物	付表 2-3 参照
オゾン層破壊物質		
A16	モントリオール議定書 附属書A、B、C、E の対象物質 オゾン層破壊物質 参考URL http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.html http://ozone.unep.org/	-

連番	化学物質名	CAS No.
フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF6）		
A17	フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	付表 2-4 参照
放射性物質		
A18	放射性物質	付表 2-5 参照
短鎖型塩化パラフィン（C10～13）		
A19	クロロアルカン(炭素数10～13)	85535-84-8
	クロロアルカン(炭素数10～12)	108171-26-2
	クロロアルカン(炭素数12～13)	71011-12-6
ホルムアルデヒド		
A20	ホルムアルデヒド	50-00-0
フマル酸ジメチル（DMF）		
A21	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7
三置換有機スズ化合物		
A22	トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
	トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
	トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
	トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
	トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
	トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9～11)	18380-71-7
		18380-72-8
		47672-31-1
		94850-90-5
	トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
	トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
	ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
	トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
	ビス(トリブチルスズ)=2,3-プロモスクシナート	31732-71-5
	トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
	トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
	ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
	アルキル=アクリラート、 メチル=メタクリラート、 トリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル; C=8)	67772-01-4
	トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5

連番	化学物質名	CAS No.
三置換有機スズ化合物　続き		
A22	ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
	トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9
		7342-38-3
		85409-17-2
	トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートおよびその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジンソルト)の混合物	26239-64-5
ジブチルスズ化合物		
A23	ジブチルスズオキシド	818-08-6
	ジブチルスズジアセタート	1067-33-0
	ジブチルスズラウレート	77-58-7
	ジブチルスズマレエート	78-04-6
	その他のジブチルスズ化合物	-
ジオクチルスズ化合物		
A24	ジオクチルスズオキシド	870-08-6
	ジオクチルスズラウレート	3648-18-8
	その他のジオクチルスズ化合物	-
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）		
A25	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）	117-81-7
フタル酸ジブチル（DBP）		
A26	フタル酸ジブチル（DBP）	84-74-2
フタル酸ブチルベンジル（BBP）		
A27	フタル酸ブチルベンジル（BBP）	85-68-7
フタル酸ジイソブチル（DIBP）		
A28	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5
フタル酸ジイソノニル（DINP）		
A30	フタル酸ジイソノニル（DINP）	28553-12-0
		68515-48-0
フタル酸ジイソデシル（DIDP）		
A31	フタル酸ジイソデシル（DIDP）	26761-40-0
		68515-49-1

連番	化学物質名	CAS No.
フタル酸ジオクチル（DNOP）		
A32	フタル酸ジオクチル（DNOP）	117-84-0
リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）		
A33	リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）	115-96-8
リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP）		
A34	リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP）	13674-84-5
リン酸トリス（1, 3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）		
A35	リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）	13674-87-8
パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びそのエステル		
A36	パーフルオロオクタン酸（PFOA）	335-67-1
	パーフルオロオクタン酸のアンモニウム塩	3825-26-1
	パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5
	パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
	パーフルオロオクタン酸の銀塩	335-93-3
	パーフルオロオクタン酸フルオリド	335-66-0
	パーフルオロオクタン酸メチル	376-27-2
	パーフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5
パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質		
A37	PFOA関連物質とは以下のものを指す。 ・構成要素の一つとして、別の炭素原子に直接結合しているC7F15-を持つ直鎖または分岐したパーフルオロヘプチル基を有するすべての関連物質（その塩およびポリマーを含む）。 ・構成要素の一つとして、C8F17-を持つ直鎖または分岐したパーフルオロオクチル基を有するすべての関連物質（その塩およびポリマーを含む） ・以下の物質は、この指定から除外される。 C8F17-C(=O)OH、C8F17-C(=O)O-X'又はC8F17-CF2-X'（X' = 任意の基、塩を含む）	-
ポリ塩化ナフタレン（塩素数 1以上）		
A38	ポリ塩化ナフタレン（塩素数 1以上）	-
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）		
A39	第一種特定化学物質リスト（2025.2.18 改正施行令）	付表 2-6 参照
労働安全衛生法（安衛法）		
A40	製造禁止物質リスト（2018.6.1 改正施行令）	付表 2-7 参照

連番	化学物質名	CAS No.
TSCA PBT（残留性・生物蓄積性・毒性）5物質		
A41	デカブロモジフェニルエーテル（decaBDE）	1163-19-5
	リン酸トリス（イソプロピルフェニル）（PIP（3:1））	68937-41-7
	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール（2,4,6-TTBP）	732-26-3
	ペンタクロロチオフェノール（PCTP）	133-49-3
	ヘキサクロロブタジエン（HCBd）	87-68-3
炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCAs）とその塩及びC9-C14 PFCA関連物質		
A42	C9-C14 PFCAsとその塩及びC9-C14 PFCA関連物質とは以下のものを指す。 ・分子式 $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$ ($n=8, 9, 10, 11, 12$ 又は 13)の直鎖及び分岐ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) ・別の炭素原子に直接、結合している分子式 C_nF_{2n+1}($n=8, 9, 10, 11, 12$ 又は 13)のペルフルオロ基を有するすべての C9-C14 PFCA 関連物質 ・別の炭素原子に直接、結合していない分子式 C_nF_{2n+1}(構造要素の一つとして、$n=9, 10, 11, 12, 13$ 又は 14)のペルフルオロ基を有するすべての C9-C14 PFCA 関連物質 以下の物質はこの指定から除外される ・そのすべての組み合わせを含む、$C_nF_{2n+1}-X$(X は F, Cl 又は Br、$n=9, 10, 11, 12, 13$ 又は 14) ・その塩を含む、$C_nF_{2n+1}-C(=O)OX'$($n>13$ 及び X'はすべての基)	-
1, 6, 7, 8, 9, 14, 15, 16, 17, 17, 18, 18-ドデカクロロペンタシクロ [12. 2. 1. 16, 9. 02, 13. 05, 10] オクタデカ-7, 15-ジエン（デクロランプラス）		
A44	1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-ドデカクロロ-1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-ドデカヒドロ-1,4;7,10-ジメタノジベンゾ[a,e]シクロオクテン	13560-89-9
	rel-(1R,2R,5S,6S,9R,10R,13S,14S)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1(6,9).0(2,13).0(5,10)]オクタデカ-7,15-ジエン	135821-03-3
	rel-(1R,2R,5R,6R,9S,10S,13S,14S)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.1(6,9).0(2,13).0(5,10)]オクタデカ-7,15-ジエン	135821-74-8
2-（2H-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール（UV-328）		
A45	2-（2H-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール（UV-328）	25973-55-1

連番	化学物質名	CAS No.
メトキシクロル		
A49	-	72-43-5
	-	30667-99-3
	-	76733-77-2
	-	255065-25-9
	-	255065-26-0
	-	59424-81-6
	-	1348358-72-4
	-	

一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
【特定アゾ化合物リスト】

付表2-3

特定アミン	CAS No.
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

フッ素系温室効果ガス

付表2-4 パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)およびフルオロ置換炭化水素(HFC)

フッ素系温室効果ガス名	CAS No.
テトラフルオロメタン(4フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0
ヘキサフルオロエタン(PFC-116)	76-16-4
オクタフルオロプロパン(PFC-218)	76-19-7
デカフルオロプロパン(PFC-31-10)	355-25-9
ドデカフルオロペンタン(PFC-41-12)	678-26-2
テトラデカフルオロヘキサン(PFC-51-14)	355-42-0
オクタフルオロシクロブタン(PFC-c318)	115-25-3
6フッ化硫黄(SF6)	2551-62-4
トリフルオロメタン- (HFC-23)	75-46-7
ジフルオロメタン- (HFC-32)	75-10-5
フッ化メチル- (HFC-41)	593-53-3
2H、3H-デカフルオロペンタン- (HFC-43-10mee)	138495-42-8
ペンタフルオロエタン(HFC-125)	354-33-6
1,1,2,2-テトラフルオロエタン- (HFC-134)	359-35-3
1,1,1,2-テトラフルオロエタン- (HFC-134a)	811-97-2
1,1-ジフルオロエタン- (HFC-152a)	75-37-6
1,1,2-トリフルオロエタン- (HFC-143)	430-66-0
1,1,1-トリフルオロエタン- (HFC-143a)	420-46-2
2H-ヘプタフルオロプロパン- (HFC-227ea)	431-89-0
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cd)	677-56-5
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン- (HFC-236ea)	431-63-0
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン- (HFC-236fa)	690-39-1
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン- (HFC-245ca)	679-86-7
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン- (HFC-245fa)	460-73-1
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン- (HFC-365mfc)	406-58-6

物質名	CAS No.
ウラン	—
プルトニウム	—
ラドン	—
アメリシウム	—
トリウム	—
セシウム(放射性同位元素のみ)	—
ストロンチウム(放射性同位元素のみ)	—
その他の放射性物質	—

化学物質審査法第一種特定化学物質リスト

化学物質審査法第一種特定化学物質リスト	CAS No.
ポリ塩化ビフェニル	-
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)	-
ヘキサクロロベンゼン	-
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	-
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	-
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	-
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	-
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)	-
ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	-
N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	-
2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	-
ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン(別名トキサフェン)	-
ドデカクロロペンタシクロ[5, 3, 0, 0(2, 6), 0(3, 9), 0(4, 8)]デカン(別名マイレックス)	-
2, 2, 2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	-
ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	-
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリーブチルフェノール	-
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS。以下「PFOS」という。)又はその塩	-
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)＝フルオリド(別名PFOSF)	-
ペンタクロロベンゼン	-
r-1・c-2・t-3・c-4・t-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	-
r-1・t-2・c-3・t-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	-
r-1・c-2・t-3・c-4・c-5・t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	-
デカクロロペンタシクロ[5・3・0・2・60・3・90・4・80]デカン-5-オン(別名クロルデコン)	-
ヘキサブロモビフェニル	-
テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル)	-
ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	-
ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	-
ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	-
6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン＝3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	-
ヘキサブロモシクロデカン	-
ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	-
ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	-
1・1'-オキシビス(2・3・4・5・6-ペンタブロモベンゼン)(別名デカブロモジフェニルエーテル)	-

化学物質審査法第一種特定化学物質リスト

ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)又はその塩	-
ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(別名PFH _x S)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩	-
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリーペンチルフェノール(別名UV-328)	-
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(メキシフェニル)エタン(別名メキシクロル)	-
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ[a, e][8]アンズレン(別名デクロランプラス)	-

※2024.12.18の公布改正指令による2025.2.18施行対象物質を収録
※この内容が法令どおりであることを保証するものではありません。
利用する際には、適宜、関係法令の原文をご確認下さい。

安衛法製造禁止物質リスト

安衛法製造禁止物質リスト	CAS No.
黄りんマッチ	—
ベンジジン及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	—
4-アミノジフェニル及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	—
石綿、またはそれをその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下のイ～ハは除く) イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿 ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿 ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿	—
4-ニトロジフェニル及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	—
ビス(クロロメチル)エーテル、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	—
ペーターナフチルアミン及びその塩、またはそれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	—
ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5パーセントを超えるもの	—

※労働安全衛生法55条および同施行規則16条に規定された製造等禁止有害物質等に関係する物質を対象としています。

※この内容が法令どおりであることを保証するものではありません。

利用する際には、適宜、関係法令の原文をご確認下さい。